

議案第 29 号

甲府市市民センター条例の一部を改正する条例制定について
甲府市市民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市市民センター条例の一部を改正する条例

甲府市市民センター条例（昭和 56 年 3 月条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中「400円」を「430円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

南部市民センター附属施設の使用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。